

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|--|
| 1 | <p>P5 2. 制度の概要と効果 (1)指定ごみ袋制度とは</p> | <p>小山広域保健衛生組合が基本計画で掲げる「ごみ袋有料化」で、ごみを減らす自信があるのか？ 基本方針(案)には、「どうすればごみを減らせるか？」の部分が無く、いきなり指定ごみ袋の説明となっていますが、市民から「小さな事でも、ごみを減らすアイデア」を募り、実践する方法もあると思う。</p> | <p>今回導入する指定ごみ袋制度は、ごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」で、ごみ袋の有料化ではありません。 この制度は、分別ルールが記載されている指定ごみ袋の利用を契機として、現在燃やすごみや可燃ごみ（以下「もやししかないごみ」という）の中に約 20%含まれている、紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力いただくことで、「もやししかないごみ」を減らすことを目的としており、温室効果ガスの発生を抑制し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。 組合では、ごみ減量化の具体的な方法を検討するにあたり、住民の皆さまの御意見を広く伺うため、住民、各種団体、学識者などで構成する廃棄物減量化対策推進検討会を設置して検討してまいりました。指定ごみ袋制度の導入は、その会議からいただいた提言です。既に 8 割を超える自治体が導入しており、ごみ減量化の効果が確認されています。 今後、ゼロカーボンシティの実現に向けて新たな施策を検討する際には、市民の皆様から様々な御意見を募集させていただきたいと思えます。</p> |
| 2 | <p>P10 3. 制度の方針 (5)指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱いについて</p> | <p>勤務の都合上、プラ容器を収集日に排出できないため、やむを得ず一部を可燃ごみとして搬出している。ごみの減量や環境美化の考えは理解できるが、事情により行うことができない者がいることをご理解いただきたい。指定ごみ袋制度を実施するなら、プラ容器の収集を最低週 2 回に増やしてほしい。</p> | <p>一般的なごみ回収システムでは、住民の皆様のご生活の事情、すべてに対応するのは難しいのが実情です。それぞれの生活の事情にあわせて、できる範囲で資源の分別、回収と「もやししかないごみ」の削減に御協力いただけますようお願いいたします。</p> |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|-----------------------------------|--|---|
| 3 | P10 3. 制度の方針 (2)指定ごみ袋の仕様 | 弊社が使用している 90 L の袋が指定袋の主な仕様ではありませんでした。90 L の袋は用意できないか教えてください。また、購入先を教えてください。 | 指定ごみ袋制度は、資源物の分別と回収によって「もやししかないごみ」を減らし、温室効果ガスの削減とゼロカーボンシティを実現することを目的としています。制度導入後も、需要などの実情に応じて柔軟に見直しができる方針にしていますが、本制度を契機に、「もやししかないごみ」の削減に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。 今回導入する指定ごみ袋制度は、基準を満たすごみ袋を製造できる製造業者を組合が認定し、認定を受けた製造業者が自由に製造、流通、販売する方式です。認定を受けた製造業者は、既存の販売ルートをとおして指定ごみ袋を流通するため、現在お使いのごみ袋同様、小山市・下野市・野木町や周辺自治体のスーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアなどで販売される見込みです。 取り扱いのある販売店につきましては、当組合ホームページで公表する予定です。 |
| 4 | P5 2. 制度の概要と効果 (1)指定ごみ袋制度とは | 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」中の自治体向け記述に経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制とあるので、家庭での削減のインセンティブが生まれるよう、市町ごとに減量化や分別の徹底度の条件設定を行い、その実態に応じて『激変緩和の措置』を行うべき。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）に基づいて国が定めた「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中に記述されている経済的インセンティブは、一般廃棄物処理の有料化を指すものですが、本制度はごみ処理手数料の徴収を目的とした有料指定袋制度ではありません。 今回の制度では、指定ごみ袋の価格ができる限り高くないよう、市町や家庭ごみと事業ごみで共通のデザインにすることで、スケールメリットが働くようにしています。また多くの製造業者に参入していただくことで、現在お使いのごみ袋と同じく自由競争による市場原理が働くようにしています。 |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|----------------------------------|---|---|
| 5 | P5 2. 制度の概要と効果 (2) 制度の実施時期 | 2年前からの急激な諸物価高騰で家計等に大きな打撃が与えられており、この傾向は今後も続くとみられる。ごみ排出量は減少傾向にあり令和5年度が総排出量のピークであれば、指定ごみ袋の導入を遅らせ、更なる減少傾向が続くかの検証期間として2年間の確認期間を設けてはどうか？ | 一般的にごみの排出量は年によって増減するもので、御指摘のとおりここ2～3年は微減が続いていますが、長期的な期間で検証しないと正確な傾向は把握できません。直近の令和4年度は平成28年度より多い水準で、平成29年度から令和2年度まで6万トンを超える水準が続いていました。 ごみの有料化ではない今回の制度では、指定ごみ袋の価格ができる限り高くならないよう、市町や家庭ごみと事業ごみで共通のデザインにすることで、スケールメリットが働くようにしています。また多くの製造業者に参入していただくことで、現在お使いのごみ袋と同じく自由競争による市場原理が働くようにしています。 |
| 6 | P8 3. 制度の方針 (2) 指定ごみ袋の仕様 | 指定ごみ袋の原料にバイオマスプラスチックや再生プラスチック等を使用できるようにしても、燃焼時の環境負荷の軽減のため、制度導入時には難しくとも2050年までにカーボンニュートラル実現に向け、必要最低限の強度を備えた紙袋化への見直し、もしくは次期計画策定時へ向けた課題として検討すべき。 | 昨年度実施したアンケートで最も御要望が多かった、経済負担の増加につながらないような制度にするため、製造コスト上昇につながるバイオマスプラスチックや再生プラスチックの使用は製造業者が任意で製造できることにしています。 また紙袋は、プラスチック製に比べて製造コストが高くなることに加え、内容物の視認ができないため、採用しておりませんが、環境負荷軽減に向けた方法の一つとして今後検討してまいります。 |
| 7 | | 市町と組合では経済負担が少ない単純指定ごみ袋制度を導入する方針という形でパブリック・コメントを実施されているが、広報のぎ2024.1号P9にも「組合一般廃棄物処理基本計画」は令和元年度に改定された基本計画を見直すもので、指定ごみ袋制度も基本計画に位置付ける」との確定表現 | 当組合では、これまで市町と共同でごみ減量化の検討をしてまいりました。指定ごみ袋制度につきましては、住民の皆さまの御意見を広く伺うため、令和3年に組合が住民、各種団体、学識者などで構成する廃棄物減量化対策推進検討会を設置し、令和4年に本会議から提言を受けたのを契機として実施に向けた検討を進めることになりました。 その後、住民・事業者アンケートや説明会などを経て、市町と組合は制度を導入する方針を前提として、制度の内容をまとめた「指 |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|--|
| | | <p>には矛盾がある。組合は基本計画を策定してその実施について、市町に対して勧告できる権限はあると思うが、市町に対していつごみ袋の有料化の勧告をしたのか？</p> | <p>定ごみ袋制度の基本方針（案）」についての御意見を募集させていただきました。</p> <p>組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物処理法に基づく計画で、この計画に指定ごみ袋制度の基本方針を位置づけることで、制度実施の根拠のひとつとして整理します。</p> |
| 8 | | <p>指定ごみ袋制度の実施は“予定”であるにも関わらず、本パブリック・コメント以前に位置付け決定となっている表現では、透明な説明であるとは言えない</p> | <p>本制度には、市町が共通の制度として取り組む方針となったことから、市町の廃棄物処理などの事務を共同で処理するための一部事務組合である本組合が、共通する事務処理を担当しております。</p> |
| 9 | <p>P9 3. 制度の方針 (3)表示内容</p> | <p>東京都多摩市では災害時の安否確認手段の一つとして活用できるよう、家庭用指定ごみ袋に「無事」の文字を印字しており災害時の安否掲示に使用できるようにしている。こちらでも災害時対応機能の付加価値として仕様を含めてはどうか？</p> | <p>指定ごみ袋の限られたスペースに何を表示するかは、検討過程で様々な御意見や議論がありました。現在の表示内容は、今回の制度導入の目的である、分別のルールを分かりやすく表示することと、多言語表記によって多くの住民の皆様にご協力いただくことを最優先にしたものです。</p> <p>多摩市では、2008年から家庭ごみの有料化が開始され、その後、様々な制度変更を経て現在の制度になっているようです。本組合においても、今後、本制度の効果を注視しながら、様々な活用方法を検討してまいります。</p> |
| 10 | <p>P5 2. 制度の概要と効果 (1)指定ごみ袋制度とは</p> | <p>千葉県野田市のように一定量の指定ごみ袋を無償配布し、それ以上に必要な場合は購入してもらえば、一定量以上の排出者に対しても公平性が確保されるのでこの方式を採用すべき。</p> | <p>野田市は有料指定袋制度で、一定量無料型という料金方式です。この方式は無料配布されるごみ袋の量で収まる範囲にごみ排出量を抑制する効果が期待できる反面、無料の範囲では積極的にごみを減らそうという動機が働きにくく、かつ制度運用に要するコストが増大するデメリットがあります。</p> <p>今回の制度は、分別ルールが記載されている指定ごみ袋の利用を契機として、現在「もやししかないごみ」の中に約20%含まれている、紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力</p> |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|-------------------------------|---|--|
| | | | いただき、「もやすしかないごみ」を減らすことを目的にしています。 |
| 11 | P6 2. 制度の概要と効果 (3)制度の効果 | 燃やすごみの排出量を削減して令和9年度までに56,000tを達成する施策として指定ごみ袋制度を実施するとあるが、指定ごみ袋制度を導入することで減量化が達成できるものではない。あるべき減量化・分別化施策と目標への説明がずれているとともに、説明方法が脆弱である。 | 御指摘のとおり、指定ごみ袋制度を導入すれば減量目標が達成できるものではありません。この制度は、分別ルールが記載されている指定ごみ袋の利用を契機として、現在「もやすしかないごみ」の中に約20%含まれている、紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力いただき、「もやすしかないごみ」を減らすことを目的としており、温室効果ガスの発生を抑制し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。 多くの皆様に御理解、御協力いただけるよう、御指摘を踏まえ、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。 |
| 12 | | 第8次野木町総合計画において「ごみの分別の徹底に加え、有料指定袋制度の導入等が検討されており、今後も共同事業により組合と連携し、計画的な実施を図ります」とあるが、計画の検証として今回の実施に伴い、「第8次野木町総合計画」の修正手続きが必要で議会による議決が必要。 | 次期総合計画において整合いたします。 |
| 13 | | “生ごみ”の分別化を小山市・下野市にも実施を求めるべき。 | 指定ごみ袋制度以外にも、ゼロカーボンシティの実現に向けて、今後さまざまな施策を検討させていただきます。 |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|--|---|
| 14 | P5 2. 制度の概要と効果 (1)指定ごみ袋制度とは | 単純指定袋制度での実施ではあるが、兵庫県加西市や京都府木津川市等同様に「社会的配慮が必要な家庭」対応策として、紙おむつは使用量を減らすことが困難であることから、少子・高齢化世帯・障がい者世帯等に対し、指定袋を無償で提供すべきである。 | ごみの有料化ではない今回の制度では、指定ごみ袋の価格ができる限り高くないよう、市町や家庭ごみと事業ごみで共通のデザインにすることで、スケールメリットが働くようにしています。また多くの製造業者に参入していただくことで、現在お使いのごみ袋と同じく自由競争による市場原理が働くようにしています。 これらのことから、現時点では経済負担の軽減のための支援策は予定しておりません。 |
| 15 | P5 2. 制度の概要と効果 (1)指定ごみ袋制度とは | 生活保護受給世帯や中国残留邦人等支援給付受給世帯などの「社会的配慮が必要な生活困窮世帯」に対して指定袋を無償で提供すべき。 | |
| 16 | P11 4. 制度導入にあたっての周知と啓発 | 制度導入に当たり全ての住民に対して丁寧に周知が必要としているのであれば、各区で最低2回は説明の機会を設定してほしい。 | 多くの皆様に御理解、御協力いただけるよう、地域の状況に合わせて丁寧な説明に努めてまいります。 |
| 17 | P10 3. 制度の方針 (5)指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱いについて 他 | 自治会に入っておらず毎週ごみ処理場にごみを持ち込んでいるが、制度が始まると指定袋を使用しないとごみを受け取ってもらえなくなるのか？ それとも指定袋はあくまで、町が使用することを推奨する袋と捉えていけばよいのか？ | 制度の開始後（令和7年4月以降）は収集所やごみステーションへ排出するに限らず、中央清掃センターに直接搬入する場合も指定ごみ袋の使用が必要になります。例外として落ち葉や下草だけを排出する場合は、従来の透明又は半透明の袋を御利用いただくことができます。 なお、中央清掃センターに直接搬入する場合は、落ち葉や下草に加え、座布団やぬいぐるみなどの単体のごみをそれぞれ排出する場合は、指定ごみ袋制度の除外品になります。 |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|-----------------------------------|--|---|
| 18 | P6 2. 制度の概要と効果 (3)制度の効果 | 制度の効果の説明に「ごみの減量化を意識した生活習慣」とあるが、具体的にどのような生活習慣なのか説明してほしい。 | 紙や容器包装プラスチックなど資源物の分別と回収に御協力いただくこと、すぐごみになるようなライフサイクルの短いものを買わない、貰わないようにすること、使い切りや食べきりなど食品ロスを抑制すること、物を長く大切に御利用いただくことなどを想定しています。生活環境や習慣はそれぞれ異なりますので、地域社会が無理のない範囲で取り組むことで、ゼロカーボンシティの実現につながるものと考えます。 |
| 19 | P5 2. 制度の概要と効果 (2)制度の実施時期 | 現在使用しているポリ袋を使用し続けるために、制度の移行期間を令和7年12月まで延長してほしい。 | 指定ごみ袋制度の対象は、市町で呼び名が異なりますが燃やすごみ・可燃ごみ（＝もやすしかないごみ）です。現在御利用のごみ袋はプラスチック製容器包装や不燃ごみなどを排出する際に、これまでどおり御利用いただけます。 |
| 20 | P7 3. 制度の方針 (1)制度の対象 | 地域のステーションに事業者がごみを捨てて困っている。家庭系と事業系の袋を共通にすると制度開始後は事業系ごみもステーションに排出できると勘違いする事業者も出てくる可能性もあるので、袋を共通にすべきではない。 | 家庭系と事業系の袋を共通にした理由は、袋を共通にすることでスケールメリットによる効果を期待したからです。事業系ごみが家庭ごみ収集所に排出されないよう、事業者への周知を徹底し、適切な排出を促してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。 |
| 21 | P5 2. 制度の概要と効果 (1)指定ごみ袋制度とは | 指定ごみ袋は一般的に単価が高く購入し続けることが負担になる。 指定ごみ袋の導入はむしろごみ袋を購入してごみを増やすことになるのではないかと？ | 指定ごみ袋の価格ができる限り高くないよう、市町や家庭ごみと事業ごみで共通のデザインにすることで、スケールメリットが働くようにしています。また多くの製造業者に参入していただくことで、現在お使いのごみ袋と同じく自由競争による市場原理が働くようにしていますので、御理解と御協力をお願いいたします。 また指定ごみ袋の購入がごみを増加させる御指摘につきましては、現在も、ごみを排出する際に何らかの方法で袋を調達し、御利用いただいておりますので、指定ごみ袋制度がごみを増やすことに |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|--|
| | | | はつながらないと考えております。 |
| 22 | P6 2. 制度の概要と効果 (3)制度の効果 | 「ごみの減量と適切な分別」と「ごみ袋の有料化」は関係ないと思う。 | <p>今回導入する指定ごみ袋制度は、ごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」で、ごみ袋の有料化ではありません。</p> <p>この制度は、分別ルールが記載されている指定ごみ袋の利用を契機として、現在「もやししかないごみ」の中に約20%含まれている、紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力いただくことを目的としたものです。</p> <p>多くの皆様に御理解、御協力いただけるよう、御指摘を踏まえ、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。</p> |
| 23 | | パブリック・コメントの実施期間が1か月もなく、市民全体に影響があるこのような案件については募集していることをもっと周知すべきである。 | パブリック・コメントは、組合の実施要綱に基づき実施させていただきました。周知方法につきましては、構成市町の広報や公式ホームページに掲載するほか、対象の事業者には通知文を送付いたしました。 |
| 24 | P1 はじめに 他 | 多くの自治体が採用し減量効果が高い有料指定袋制度ではなく、単純指定袋制度にした理由を明確に記載すべき。 | 今回の制度は、分別ルールが記載されている指定ごみ袋の利用を契機として、紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力いただくことで、「もやししかないごみ」になるごみを減らすことを目的にしており、基本方針のP1「はじめに」、P6「制度の効果」に記載しています。 |
| 25 | P10 3. 制度の方針 (4)指定ごみ袋の製造・流通・販売方法 | 15Lの指定ごみ袋についてはコンビニ、スーパー等で買い物袋としても購入できるようにするべきである。 | 海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促す目的で令和2年に容器包装リサイクル法が改正され、レジ袋が原則有料化されました。レジ袋の利用削減に御協力をお願いいたします。なお他の自治体では、販売店が独自に実施している事例もあります。 |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|---|
| 26 | | <p>この方針では指定ごみ袋の使用を強制される訳ではない。指定ごみ袋を実施することはいつ決まって、使わなかったらどうなるのか？</p> | <p>組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物処理法に基づく計画で、この計画に指定ごみ袋制度の基本方針を位置づけることで、制度実施の根拠のひとつとして整理します。令和6年10月の制度開始（移行期間）に向けて、4月以降、本格的な周知活動を開始させていただく予定です。完全実施の令和7年4月以降は、除外品以外の「もやししかないごみ」が指定ごみ袋に入っていない場合、違反ごみとして収集されず、また組合の施設にも搬入できなくなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p> |
| 27 | | <p>指定ごみ袋制度の実施によって燃やすしかないごみが減少することが期待・予測されている。大切なのはこの制度の趣旨を住民に徹底することがカギなので、分かりやすく丁寧な内容としていただきたい。</p> | <p>御指摘のとおり、この制度は、分別ルールが記載されている指定ごみ袋の利用を契機として、現在「もやししかないごみ」の中に約20%含まれている、紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力いただき、「もやししかないごみ」を減らすことを目的としており、温室効果ガスの発生を抑制し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。</p> <p>多くの皆様に御理解、御協力いただけるよう、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。</p> |
| 28 | <p>P4 1. ごみ処理の現状 (4)もやししかないごみの削減目標</p> | <p>災害廃棄物量 7,000t について、災害廃棄物余力分(26t/日)より算出されているが、基本的な予測災害廃棄物量を算出して用いるのがセオリーなのではないか。</p> | <p>現在整備を進めている第2期エネルギー回収推進施設の災害廃棄物を想定した処理能力は、令和元年東日本台風の風水害で発生した、稲わらや畳など可燃ごみ 1,935t を、75 日間で処理する計画として、一日あたり 26t としています。この処理能力に1年間の実稼働日数 268 日に乗じると約 7,000t になります。</p> <p>災害廃棄物については組合の災害廃棄物処理計画に定めておりますが、災害によって一時的に発生する廃棄物のすべてを組合の施設で処理することは現実的ではなく、組合の施設で処理することを優先しつつ、地域の速やかな復旧、復興のために広域処理を組み合わせ対応してまいります。</p> |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--------------------------------------|---|--|
| 29 | | <p>現状のごみ袋でも事業系ごみが家庭ごみに混入しているの、家庭系と事業系の指定ごみ袋を共通にすると、事業系ごみの混入が増えると考えられる。このリスクよりもスケールメリットによる価格低減効果が大きいと判断したのか？</p> | <p>家庭ごみへの事業系ごみの混入の問題は、ごみ袋が指定であっても、現在の制度であっても、変化しないものと考えています。 事業者の誤った認識を防ぎ、適切な排出を促すため、周知に努めてまいります。</p> |
| 30 | | <p>経済的負担感は少ないものの、導入にあたって不法投棄を未然に防止するとの観点から、監視体制の強化について十分な検討が必要である。</p> | <p>不法投棄を懸念する御意見は、これまでも複数いただいておりますので、対策を検討してまいります。</p> |
| 31 | <p>P7 3. 制度の方針 (1) 制度の対象</p> | <p>指定袋のデザインが家庭系と事業系で同一であると、家庭系ごみに事業系ごみが持ち込まれる恐れがある。袋のデザインは家庭系ごみと事業系ごみで明確に識別できるデザインにするべきと考える。</p> | <p>家庭系と事業系の袋を共通にした理由は、袋を共通にすることでスケールメリットによる価格への効果を期待したからです。事業系ごみが家庭ごみ収集所に排出されないよう、事業者への周知を徹底し、適切な排出を促してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p> |
| 32 | | <p>雑紙の分別回収に伴い、リサイクルできない紙類と異物の混入が問題になると思われる。以下の施策が必要と考える。①禁忌品分別に関する市民啓発②一部先進自治体や事業者の資源回収例を参考に資源化の積極的な取り組み③公的会議や催し物での紙コップ、紙カップ、紙皿等の撥水加工紙の提供や禁忌品発行物の自粛もしくは禁止</p> | <p>多くの皆様に御理解、御協力いただけるよう、御指摘を踏まえ、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。 また、指定ごみ袋制度以外にも、ゼロカーボンシティの実現に向けて、今後さまざまな施策を検討させていただきます。</p> |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--------------------------------------|---|---|
| 33 | | <p>指定ごみ袋制度の導入に先立ち、広域内でアンケートと住民説明会が行われており、多くの意見・要望が出ているはず。そこではどんな意見・要望が出て、今回の基本方針（案）にはどのように織り込まれたのか、それが分かるようにすべき。</p> <p>下野市の公式サイトでは、市内説明会で市民から出た意見・要望を公開し、基本方針（案）への反映も紹介している。本来これは小山広域組合の公式サイトに公開されるべきものと考えるが、それが見当たらないのはなぜか。今回の基本方針（案）が広域住民の声を確実に反映したものであることを示すために、小山広域組合の公式サイトに上記の経緯を公開して欲しい。</p> | <p>構成市町が説明会等をとおしていただいた御意見につきましては、構成市町において適切に対応するものと考えています。</p> <p>構成市町と組合では、いただいた御意見をもとに基本方針（案）を修正し、修正後の基本方針（案）に対してパブリック・コメントを実施させていただきました。</p> <p>パブリック・コメントの結果と組合の考え方につきましては、組合のホームページで公開させていただきます。</p> |
| 34 | | <p>今年4月から予定されている住民説明会での意見と、(必要なら)基本方針の見直しも公開すべきである。</p> | <p>4月以降に実施する住民説明会で寄せられた御意見や基本方針の見直しにつきましては、構成市町と協議のうえ適切に対応してまいります。</p> |
| 35 | <p>P7 3. 制度の方針 (1) 制度の対象</p> | <p>燃やすごみは「燃やせるごみ」でも「燃やしてよいごみ」でもないのに、「燃やすしかないごみ」に名称を変えたことを評価したい。市民の分別意識が高まるよう、この名称が周辺自治体</p> | <p>「燃やす」のがやむを得ない「ごみ」であることを強調し、これをきっかけとして、多くの皆様に資源物の回収や分別の徹底に御協力いただけることを願っています。</p> <p>指定ごみ袋制度を契機に、この名称の趣旨が多くの皆様に伝わり、御理解と御協力をいただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p> |

指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|---|
| | | にも広まるよう周知させて欲しい。 | |
| 36 | P10 3. 制度の方針 (4)指定ごみ袋の製造・流通・販売方法 | 複数の業者が製造・販売することは価格競争や安定供給が期待できるので良いと思うが、市民は指定袋が市場価格と同等という条件で受け入れているので、指定袋の価格が他の市販袋より高めになることがないように注意しフォローして欲しい。 | 指定ごみ袋は、現在御利用いただいているごみ袋と同様に市場原理のもとに供給されることとなりますが、制度の趣旨が適切に発現しているか、状況の注視と把握に努めてまいります。 |
| 37 | P7 3. 制度の方針 (1)制度の対象 | この名称は小山広域保健衛生組合がゴミの削減に積極的に取り組む姿勢をアピールしており、市民の分別意識を高められると期待されるので良い名称であると思う。 | 「燃やす」のがやむを得ない「ごみ」であることを強調し、これをきっかけとして、多くの皆様に資源物の回収や分別の徹底に御協力いただけることを願っています。 指定ごみ袋制度を契機に、この名称の趣旨が多くの皆様に伝わり、御理解、御協力いただけるよう説明に努めてまいります。 |
| 38 | P10 3. 制度の方針 (4)指定ごみ袋の製造・流通・販売方法 | 市が指定した業者がごみ袋を製造・販売するという事は、ごみ袋の強度や耐久性について市がある程度のチェックをする必要があると考えるが、どのような対応をされるのか。 | 指定ごみ袋の強度や耐久性などの品質を担保するため、製造業者を認定する際に JIS 規格に準拠することを求めます。また、製造した製品は外部機関の検査によって品質確認する方針です。 |
| 39 | P5 2. 制度の概要と効果 (1)指定ごみ袋制度とは | 指定袋の価格が市場価格よりも高めにならないよう市はときどきチェックしてほしい。 | 指定ごみ袋は、現在御利用いただいているごみ袋と同様に市場原理のもとに供給されることとなりますが、制度の趣旨が適切に発現しているか、状況の注視と把握に努めてまいります。 |